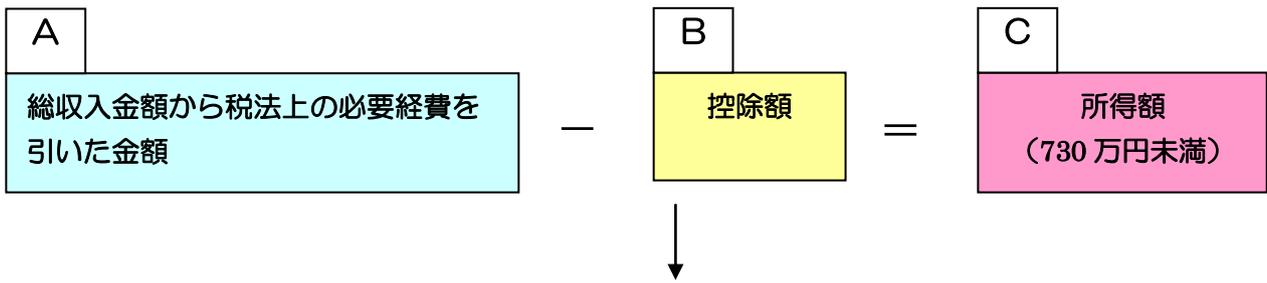


〈所得の計算方法〉



		夫	妻
A	総収入金額から税法上の必要経費を引いた金額		
B	(1) 児童手当施行令第3条第1項の控除額 (社会保険料等相当額) ※「A」総所得金額がある場合のみ使用	80,000円	80,000円
	(2) 医療費控除額		
	(3) 雑損控除額		
	(4) 小規模企業共済等掛金控除額		
	(5) 障害者控除額(普通) 270,000円 × 該当者数		
	(6) 障害者控除額(特別) 400,000円 × 該当者数		
	(7) 寡婦(夫)控除(普通) 270,000円 × 該当者数		
	(8) 寡婦(夫)控除(特別) 350,000円 × 該当者数		
	(9) 勤労学生控除 該当する場合270,000円		
C	所得額(A-B) * マイナスであれば0円になります。		
夫婦の合計所得額(この金額が730万円未満であれば所得制限内になります。)			